

公告第 1610 号
日本航空健康保険組合
理事長 菊地 保宏
令和 5 年 9 月 1 日

下記のとおり組合規約の改定を公告いたします。

記

	新	旧
第 30 条	(理事会の決定事項) 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 (削る) (1) 常務理事の選任及び解任の同意 (2) 事業運営の具体的方針 (3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 (4) この規約に定める事項 (5) その他事務執行に関する事項で、理事会において必要と認めたもの	(理事会の決定事項) 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 (1) 組合会に提出する議案 (2) 常務理事の選任及び解任の同意 (3) 事業運営の具体的方針 (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 (5) この規約に定める事項 (6) その他事務執行に関する事項で、理事会において必要と認めたもの
附則	この規約は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。	